

《会計・税務の知識》(スタートアップ支援特集)

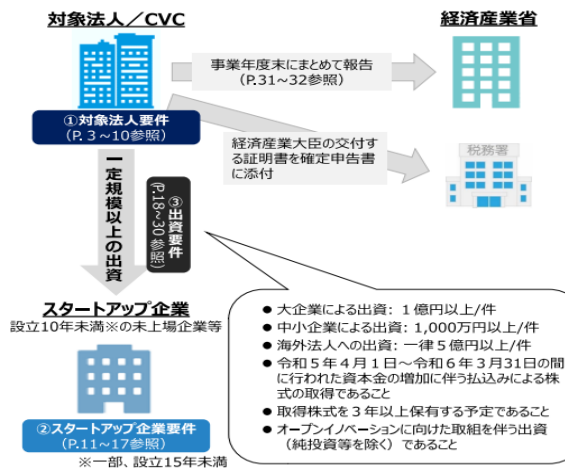
オープンイノベーション促進税制(新規出資型)について

はじめに

オープンイノベーション促進税制(以下、本税制)とは、国内の事業会社が、スタートアップ企業に出資する場合に所得控除を受けられる制度です。今回は本制度の「新規出資型」について、制度概要、出資側の要件、スタートアップ企業(出資先)の要件につき、解説します。

1. 制度概要

スタートアップ企業の新規発行株式を一定額以上取得する場合、その株式の取得価額の25%が所得控除される制度です。ただし、3年以内にその株式の処分等をした場合は、控除分を益金算入する必要があります。



【出典】経済産業省「オープンイノベーション促進税制(新規出資型)申請ガイドライン」(C)

2. 対象法人(出資側)の要件

対象法人(出資側)は、青色申告書を提出する法人で、スタートアップ企業とのオープンイノベーションを目指す法人であることが要件となります。

出資側の要件は大多数の企業がクリア可能と考えられ、事前検討のポイントは次に記載するスタートアップ企業(受け手側)要件となります。

【対象法人の要件】

- ① 青色申告書提出法人であること
- ② スタートアップ企業とのオープンイノベーションを目指していること
- ③ 以下のいずれかの法人形態であること
 - 株式会社
 - 相互会社
 - 中小企業等協同組合
 - 農林中央金庫
 - 信用金庫及び信用金庫連合会

【出典】経済産業省「オープンイノベーション促進税制(新規出資型)申請ガイドライン」(C)

3. スタートアップ企業(受け手側)の要件

本税制において、出資対象となるスタートアップ企業は以下の①~⑩までの要件をすべて満たす企業となります。ここで本制度を理解する要件⑥及び⑦の株主要件の整理が重要となるため、次項にて解説します。

- ① 株式会社
- ② 設立10年未満(要件を満たす場合設立15年未満)※1※2
- ③ 未上場・未登録※3
- ④ 既に事業を開始している
- ⑤ 対象法人とのオープンイノベーションを行っている又は行う予定
- ⑥ 一つの法人グループが株式の過半数を有していない(P.13参照)
- ⑦ 法人以外の者(LPS、民法上の組合、個人等)が3分の1超の株式を有している(P.14参照)
- ⑧ 対象法人が議決権の過半数を有していない
- ⑨ 風俗営業又は性風俗関連特殊営業※4を営む会社でない
- ⑩ 暴力団員等※5が役員又は事業活動を支配する会社でない

<注視点>

- ※1 会社登記上の設立日を起算日とした出資日(現金の払込み日)までの年数により判定します。
- ※2 また、直近の確定した決算において売上高研究開発費率が10%以上かつ営業損失を生じている場合には設立15年未満の企業が対象となります(P.12参照)
- ※3 金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社をいいます。
- ※4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業・性風俗関連特殊営業をいいます。
- ※5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年未満の者をいいます。

なお、経済産業省が個別にスタートアップ企業を認定することはありません。

【出典】経済産業省「オープンイノベーション促進税制(新規出資型)申請ガイドライン」(C)

4. 同一の個人株主が出資側法人とスタートアップ企業の株主であるケースでの適用可否

出資法人と出資を受ける法人で同一個人がオーナー株主であっても、本税制の法令には抵触せず、その点をもって本税制から除外されることはありません。最終的にはその投資がオープンイノベーション要件を満たす投資かどうかにより判定することとなるため、事業計画等作成次第、事前相談制度を活用して十分に検討を行うことが重要となります。

5. 本税制の適用期限について

令和6年度税制改正により、本税制の適用期限を令和7年度末まで延長しました。

おわりに

自社でスタートアップ企業への投資をお考えの方は本制度適用により所得控除を得られる可能性がありますので、要件等につきご検討ください。

(担当: 高橋)